

## 事業概要と準備書手続について

## 1 事業者等について

事業名称	富士・東部広域環境事務組合一般廃棄物処理施設整備事業
事業者名	富士・東部広域環境事務組合
対象事業の種類	廃棄物処理施設（ごみ焼却施設）の設置（環境影響評価条例第2分類事業）
対象事業の規模	1時間当たりの処理能力の合計 約9トン
関係地域	富士吉田市、西桂町

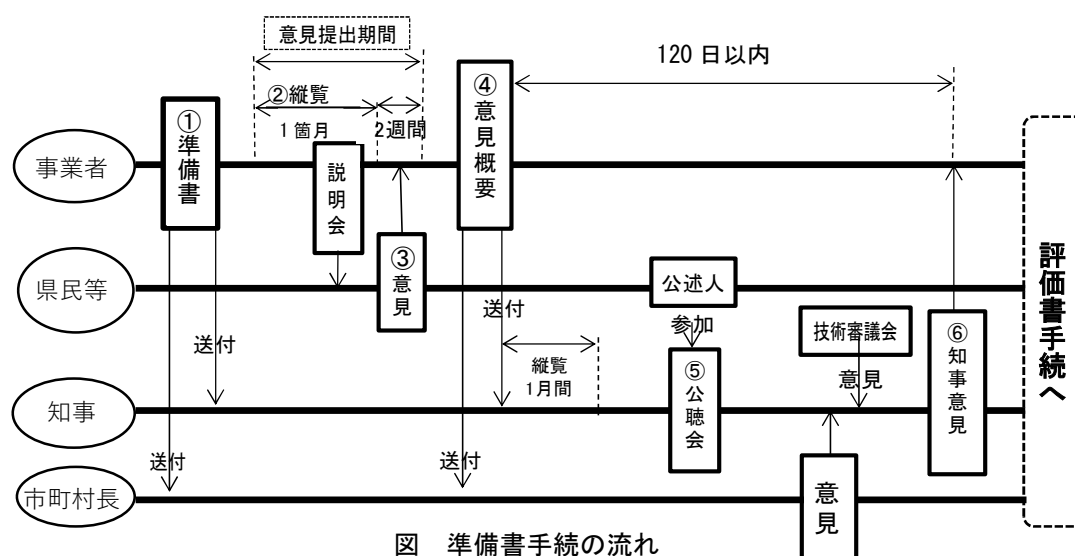
## 2 準備書手続とは

事業者が、環境アセスメントの結果を取りまとめた書類（環境影響評価準備書）を作成し、これを公開（公告、縦覧）するとともに、対象地域において説明会を開催すること等により住民等や市町村長、知事などから意見を聴く手続です。

事業者は、これらの意見に配慮して事業計画及び環境の保全のための措置について再検討します。

## 3 準備書手続の流れ

- ①事業者が準備書を作成し、知事及び関係市町村長に送付する。
- ②事業者は送付後、縦覧する旨の公告を行い、1ヶ月間縦覧を行う。
- ③県民等は環境保全の見知から意見がある場合は事業者に意見書を提出する。
- ④事業者は県民等からの意見の概要及び意見に対する見解書を作成し、知事及び関係市町村長に送付する。
- ⑤知事は、必要に応じ公聴会を開催し、環境保全の見地からの意見を聴く。
- ⑥知事は、④の送付を受けた日から120日以内に県民等、関係市町村長及び技術審議会の意見を踏まえて知事意見を述べる。



#### 4 本件に係るスケジュール

令和8年	2月	9日	準備書公告・縦覧（～3月9日）
			県民等からの意見受付期間（～3月23日）
	3月	25日	県民等意見の概要等を受領
	4月	9日	県民等意見の概要等の公告・縦覧（～5月8日）
	4月	10日	富士吉田市長、西桂町長への意見照会（提出期限：5月12日）
	4月	13日	<u>山梨県環境影響評価等技術審議会（1回目）</u>
	5月	23日	公聴会の開催（予定）
	5月	下旬	山梨県環境影響評価等技術審議会（2回目）（予定）
	6月	下旬	山梨県環境影響評価等技術審議会（3回目）（予定）
	7月	23日	知事意見通知期限

#### 5 今後の進め方について

- ・ 次回の審議会（5月下旬を予定）開催までに、今回の審議で出された意見、意見概要書の意見、公聴会の意見、関係市町の長の意見を集約する。
- ・ 集約した意見等を整理して作成した知事意見（素案）を3回目の審議会に提示する。
- ・ 知事意見（素案）に対する審議会意見を踏まえ知事意見（案）を作成し、庁内調整を行った上で、期限までに知事意見を述べる。